横須賀市景観条例施行規則

(景観推進地区の指定)

- 第1条 横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する景観推進地区は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 面積が概ね 0.2ヘクタール以上の街区
 - (2) 延長が 200メートル以上の道路を含み、又は接する街区
- (景観推進地区指定の要請)
- 第2条 条例第4条第2項の規定による景観推進地区の指定の要請は、景観推進地区指定要請書(第1号様式)によらなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 景観推進地区の区域を示す図面
- (2) 次項に規定する同意者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記載した書類
- 3 前項の要請は、景観推進地区に居住する者のうち10人以上の同意を得て行 うものとする。

(地区景観協議会の認定申請)

- 第3条 条例第6条の規定による地区景観協議会の認定の申請は、地区景観協議会認定申請書(第2号様式)によらなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 規約
- (2) 活動の区域を示す図面
- (3) 構成員の住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに役職を記載した書類
- (4)その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 目的
- (4)活動の内容
- (5) 役員に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(地区景観協議会の認定基準)

- 第4条 市長は、前条第1項の申請書を受けた場合は、当該団体の目的及び活動を十分審査し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、認定する ものとする。
- (1) 景観推進地区の指定に向け、調査検討し、及びその他当該景観推進地区の景観の形成に係る活動を行っていること。
- (2) 構成員が10人以上であること。
- (3) 当該景観推進地区の住民に周知されていること。
- (4) 市民の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。
- 2 市長は、前項の規定により認定したときは、地区景観協議会認定通知書 (第3号様式)により、地区景観協議会に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の認定をしないときは、地区景観協議会不認定通知書(第 4号様式)により、通知するものとする。

(地区景観協議会の内容変更の届出)

第5条 前条第1項の認定を受けたもの(以下「地区景観協議会」という。) は、地区景観協議会認定申請書又は第3条第2項に規定する添付書類の内容 に変更があったときは、地区景観協議会変更届(第5号様式)により、市長 に届け出なければならない。

(地区景観協議会の認定の取り消し)

- 第6条 市長は、地区景観協議会が第4条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったと認めるとき又は地区景観協議会から解散の申出があったときは、その認定を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により地区景観協議会の認定を取り消したときは、地 区景観協議会認定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(建築行為等に係る届出等)

- 第7条 景観法(平成16年法律第 110号。以下「法」という。)第16条第1項 若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、景観 計画区域内行為(変更)届出書(通知書)(第7号様式)によるものとする。
- 2 条例第8条第2項及び第3項の規則で定める計画概要書及び景観チェックシートは、計画概要書(第8号様式)及び景観チェックシート(第9号様式)とする。
- 3 第1項の通知書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第 100号)第1条第2項第1号

から第3号までに規定する図書

(2) 条例第8条第2項に規定する図書

(指導助言書)

第8条 条例第11条第1項に規定する指導又は助言は、指導助言書(第10号様式)によるものとする。

(着手届)

第9条 条例第12条第1項に規定する着手届は、第11号様式による。

(住所等変更届)

第10条 条例第13条第1項に規定する住所等変更届は、第12号様式による。

(行為者の承継)

第11条 条例第14条第1項に規定する承継届は、第13号様式による。

2 前項の承継届には、行為を承継したことを証する書類を添付しなければな らない。

(完了届)

第12条 条例第15条第1項に規定する完了届は、第14号様式による。

(適合証)

第13条 条例第15条第2項に規定する適合証は、第15号様式による。

(勧告及び命令の手続き)

- 第14条 法第16条第3項、法第26条、法第34条又は条例第19条第1項若しくは 第2項に規定する勧告は、勧告書(第16号様式)によるものとする。
- 2 法第17条第1項若しくは第5項、法第23条第1項(第32条第1項で準用する場合を含む。)、法第26条又は法第34条に規定する命令は、命令書(第17号様式)によるものとする。

(行為の着手制限)

第15条 市長は、法第17条第4項又は法第18条第2項の規定に基づき、行為の 着手の制限の期間を延長し、又は短縮するときの通知は、着手可能日につい ての通知書(第18号様式)によるものとする。

(状況報告書)

第16条 法第17条第7項又は法第45条の規定による報告は、状況報告書(第19 号様式)によるものとする。

(立入調査等身分証明書)

第17条 法第17条第8項又は法第23条第3項の規定による証明書は、立入調査 等身分証明書(第20号様式)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

- 第18条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による指定は、条例第16条に規定する景観審議会の意見を聴いて決定するものとする。
- 2 前項の規定は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による指定の解除について準用する。
- 3 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案に係る景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をするかどうかの決定は、条例第16条に規定する景観審議会の意見を聴いた上で行うものとする。
- 4 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物 (樹木)指定外通知書(第21号様式)によるものとする。
- 5 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物 (樹木)指定通知書(第22号様式)によるものとする。
- 6 法第21条第 2 項又は法第30条第 2 項に規定する標識には、次に掲げる事項 を記載するものとする。
- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の別
- 7 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で 決定するものとする。
- 8 法第27条第3項又は法第35条第3項の規定による通知は、景観重要建造物 (樹木)指定解除通知書(第23号様式)によるものとする。

(景観整備機構の指定等)

- 第19条 法第92条第1項の規定による申請は、景観整備機構指定申請書(第24 号様式)によるものとする。
- 2 法第92条第1項の規定による指定は、条例第16条に規定する景観審議会の 意見を聴いた上で行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (特定建築等行為に係る基準及び手続き並びに紛争の調整に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 特定建築等行為に係る基準及び手続き並びに紛争の調整に関する条例施行

規則(平成14年横須賀市規則第82号)の一部を次のように改正する。

別表第2条例第25条に規定する都市景観創出の措置に係る協議の項中

「・造成計画断面図

「・造成計画断面図」を ・計画概要書 に改める。

・景観チェックシート」

「・計画概要書

別表第3中「・色彩協議書」を ・景観チェックシート」

Γ

条例第25条に規定

・位置図

する都市景観創出

・宅地の平面図

の措置に係る協議

・宅地の断面図

Γ

・位置図

条例第25条に規定

・宅地の平面図

する都市景観創出

・宅地の断面図

の措置に係る協議

・計画概要書

・景観チェックシート

に改める。

を

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

景観推進地区指定要請書

		年 月 日
(あて先))横須賀市長	
	要請有	住所 氏名 (法人にあっては、主た る事務所の所在地、名 称及び代表者の氏名 電話
要請理由		
備考		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

地区景観協議会認定申請書

	年	月 日
(あて先)横刻	頁賀市長	
	住所 申請者 氏名 法人にあっては、 る事務所の所在 ^は 称及び代表者の日 電話	也、名
協議会の名称		
申 請 理 由		
備考		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第3号様式(第4条第2項関係)

						地	! ⊠	፟	是 在	見惊	劦訁	義名	会言	忍気	Èij	通 矢	印書	臣									
																							1	第			号
																								年		月	日
住所								عد ر																			
氏名								様																			
															横	須	賀	市	長								印
	;	年	月		日	付Ⅰ	ナ	で	申	請	の	あ	っ	た	地	×	景	観	協	議:	会(の [']	認:	定(に	つし	ハて
は、柞	黄須:	賀巾	景	観	条	例拿	第	10	条	の	規	定	に	ょ	IJ	次	の	ح	お	ן נו	認:	定	し	ŧ -	क	0	
協議名	会 の [:]	名和	尔																								

第4号様式(第4条第3項関係)

地区景観協議会不認定通知書 第 号年月日 住所氏名 様 横須賀市長 印 印					
住所 氏名 様 横須賀市長 印 年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定については、次の理由により認定しないこととします。		地区景観協議	会不認定通知書		
住所 氏名 様 横須賀市長 印 年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定について は、次の理由により認定しないこととします。				第	号
氏名 様 横須賀市長 印				年	月 日
氏名 様 横須賀市長 印					
横須賀市長 印 年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定については、次の理由により認定しないこととします。		t ¥			
年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定については、次の理由により認定しないこととします。	氏 名	依			
は、次の理由により認定しないこととします。			横須賀市長		ED
は、次の理由により認定しないこととします。					
は、次の理由により認定しないこととします。					
は、次の理由により認定しないこととします。	年月日	付けで申請の	あった地区景観協	議会の認定に	こついて
認定しない理由					
認定しない理由					
認定しない理由					
配足のない産品	初 定 しか 川 理 中				
	心足口存机理用				

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に、横須賀市長に対して異議申立てすることができます。

地区景観協議会変更届

								年	月日
(<i>ā</i> .	5て先)村	黄須賀	市長						
							住所		
						届出者	氏名 電話		
							-E 111		
変	更	事	項	变	更	前	变	更	後
備	考								

第6号様式(第6条第2項関係)

地区景観協議会認定取消通知書

			第		号
			年	月	日
住所					
氏名	様				
		横須賀市長			印
協議会の名称					
認定年月日					
認定番号					
取消年月日					
取消理由					
備考					

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に、横須賀市長に対して異議申立てすることができます。

第7号様式(第7条第1項関係)

景観計画区域内行為(変更)届出書(通知書)

(あて先)横須	頁賀市長	住月		月 日
		届出者 氏 行 (法ノ	名 、にあっては、 耳務所の所在 ^は なび代表者のE	也、名
行為の場所				
行為の種類				
設計 又は施行方法				
着手予定日		完了予定日		
備考				

計 画 概 要 書

1.5	戶	f	在		地																		
設	事	業	所 σ.) 名	称																		
計者	14	t 表	者	氏	名																		
≅	電	直言	舌	番	号																		
行	為	σ.) †	易	所																		
行為 び基			る指	針	及																		
区 域 の 面 積					積					m	2	切土	又	は!	盛土	面	積	į					m²
土量		搬	出·	搬	入		?		t)	1)土					?		盛 -	±					?
#4		用	途	地	域						圳	区	高	度	地	X						圤	区
敷地の		地	X	計	画	地区 建築協定					:		有	ī	•	無							
の 概 要		そ 地		他 計	の 画								準	防力	火指	定			有	ī	•	無	
<u> 4</u>		指建	ペ	۱J	定 率							%	指	定和	容 積	率	[%
			\	_	_	計區	画音	祁 分		既存	剖	『 分	合	,	計		建	ペ	١J	率			%
建築		敷	地	面	積		-				-				m²		容	利	責	率			%
物・エ		建	築	面	積										m²	•	住	F	5	数			戸
工 作 物			ず車庫		積)	(m²)	(m²)	(m²	,	駐	車	台	数			台
が 等 の		高			<u>ਟ</u>									-			階			数	地	上	階
概要		用			途									-			P白			女X	地	下	階
		構			造									-		/		_	_	_	_		
地垣		用:	途 σ) 現	状																		
特性	Ė	自	然	環	境																		

第9号様式(表)(第7条第2項関係)

景観チェックシート

/- x ~ 10 ~	
行為の場所	
17 200 00 200 171	

1 計画の内容において景観づくりのために周辺環境に配慮した箇所又は計画の内容に該当しない箇所をチェックしてください。

基本指針

対象事項	基 本 指 針 の 内 容	配 慮 し た	該当なし
土地形質 の変更	既存の地形、樹林、水辺等を保全し、活用する。		
	隣接地と相互に協力し、潤いとゆとりのある空間を 創出する。		
	周辺から突出する大規模な建築物等は、分棟し、又 は配置を工夫し圧迫感を低減させる。		
建築物等の配置	周辺の水辺、丘陵地等への眺望に配慮した配置及び規模とする。		
及び規模	眺望の良い小高い丘の上の公園等の周囲では、その 眺望を阻害しないよう周囲を低層にし、又は配置を 工夫して眺望を確保する。特に、海への眺望を確保		
	する。 街並みとしての連続性を考慮し、周辺の建築物等を		
	含めた集合体として配置及び規模を定める。 全体が統一感のある意匠とする。		
	建築物等の正面性を意識する。 周辺と調和した屋根形態とする。		
	既存の特徴的で親しまれている地域の個性を大切にする。		
の 形 態	周辺と調和した壁面線とする。 大規模な壁面の圧迫感を軽減させるため、壁面を分		
及び意匠	節し、きめ細かで親しみやすいデザインにする。 それぞれの街の潤い、安らぎ、にぎわい等を活か		
	し、街並みに反映させる。 工作物は、周辺に与える突出感、違和感及び威圧感 を軽減させるものとする。		
建筑物等	歴史ある建築物等を保全し、活用する。 外観の基調色は、建築物等に多く使われている色相		
の外観の	を基本に、高彩度色の使用を避け、周辺の街並みと調和する色とする。		
	外観の素材は、周辺と調和する素材とする。 既存の樹木等の緑をできるだけ活用し、やむを得ず		
敷地内の	伐採する場合は代替措置をとる。 敷地内空地は緑化を行い、緑豊かな空間を創出す		
外構及び緑化	る。 道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわ しい演出をする。		
	巨い海山をする。 駐車場は、無機質な路面や構造物が目立たないよう な配置にし、又は植栽等により修景を行う。		

第9号様式(裏)

広告物	広告物や案内板の位置、規模、意匠及び表示は、 周辺の街並みに配慮し、調和のとれたものとす る。
屋外照明	地域の特性に応じて光の影響を考慮し、効果的な 照明を行う。
屋外設備機器	附属施設(給水タンク、ごみ置場、冷暖房設備の 室外機、受変電設備等)は、道路等の公共空間か ら目立たないような配置にし、又は植栽等により 修景を行う。
維持管理	建築物、工作物、敷地内の樹木等の適切な維持管 理を行う。
その他	市長が景観づくりに寄与すると認める事項で、規 則で定めるものについて取り組むものとする。

2 建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画を記入してください。

ただし、色彩基準を超えるアクセント色を使用する場合は、アクセント部分等の面積も併せて表示してください。

色彩計画

対 象		事	項	素	材		色彩計画					
7-21 /2/2	屋	根	材			色相		明度	彩度			
建築 物等 の外	外	壁	材			色相		明度	彩度			
観の色彩	()			色相		明度	彩度			
	アク	セン	卜色			色相		明度	彩度			
アク		\	/	アクセント部分の 面積	見付面積 (開口部を除く	(.)		付面積(「 く。)÷1				
クセント	東	立	面	m²		m²			m²			
部 分	南	立	面	m²		m²			m²			
等 の	西	立	面	m²		m²			m²			
面 積	北	立	面	m²		m²			m²			

3	計画の内容において、	景観づく	נו	のため	に特	に配	慮し	った	内容	を	具	体的
ı	こ記入してください。											

指 導 助 言 書

					第年	月	号日
	様						
			横須賀市長	Ę			印
行為の場所							
行為の種類							
景観計画区域内行為届出日							
指導助言内容							
備考							

着 手 届

(あて先)村	黄須 智 計	ī長			年	月	日
(05 () 1.	4 /5			住所			
				氏名			印
				法人にあって	_ I+	+ +	~
		行	為者				
				る事務所の原			٦
				称及び代表を	ョのけ	τ Δ	
				電話			
行 為 の	場所						
景観計画区	[域 内						
行 為 届	出日						
景観計画区均	域内 行						
為変更届出等	等履 歴						
	1						
行為施行者	住所						
1) 氖爬1) 自	氏名						
着手予	定日						
完 了 予	定日						
(事務処理机	剿)						

住 所 等 変 更 届

(= 7 /	⊢ ∖ # ∕i	ҕѡ ҭ ╒			年	月	日
(85 C 7	T <i>)</i> (典 2)	頁賀市長	行為者		5っては、 fの所在 ^は た表者のE	也、彳	
行為の	場所						
行為の	種 類						
景観計画内行為届							
亦正於	住所						
変 更 前 	氏名			電話			
変更後	住所						
	氏名			電話			
変更の	理由						
(事務处	ル理 欄)						

承 継 届

(* 7 *	、 烘		月日
(あて先)快須り		
		住所	
		氏名	印
		行為者 法人にあっては	(、主た)
		る事務所の所在	地、名
		し 称及び代表者の	氏名 人
		電話	
行為の	場所		
行 為 の	種類		
景観計画	区域内		
行 為 届	出日		
	住所		
前行為者			
	氏名		
承継の	理 由		
(事務処 [:]	理欄)		
	-		

完 了 届

				年	月	日
(あて先)横須貧	買市長					
			住所			
			氏名			(ED)
		行為者	法人にあって	ては、	主力	=)
			る事務所の			
			称及び代表	者の日	6名	
			電話			
行為の場所						
行為の種類						
景観計画区域内						
行為届出日						
│ │ │ 行為完了年月日						
1) 杨龙] 牛月口						
/# ±×						
備 考						
/ 声 双 加 珊 櫚 \						
(事務処理欄)						

																											第年		月		号 日
											適				合				証												
	住所	:																													
	氏名	l								樣																					
																		横	須	賀	市	長								[印
				年																											観
	条例	第	15	条	第	2	項	の	規	疋	に	よ	IJ	景	観	計	画	に	適	合	U	て	l I	る	こ	۲	を	証	U	ま	す 。
	行為	の :	場	所																											
	行為						,_	٠.	_		_																				
	景観					囚	打	為	届	出	H																				
	完了検査		炡	ЩΙ	口																										
	備考																														
ı																															

勧告 書

							第	号
住所						í	∓	1 日
氏名		樣						
				横須賀市	5 長			印
		第 条第	項の規定	こに基づき	ξ,	年	月	日ま
でに次の指	昔置を 請	増ずるよう勧告	告します。					
行 為 の	場所							
行 為 の	種類							
景観計画	区域							
内行為届	出日							
 行 為 者	住所							
11 20 1	氏名				電話			
施工業者	住所							
10 ± 3K I	氏名				電話			
勧告	事項							
備	考							

命 令 書

								第	Ĭ		号
								年	Ξ	月	日
住所											
氏名		様									
						横須賀ī	市長				印
		第	条第	項の	規定	に基づき	₹ 、	年	月	E	ま
でに次の抗	昔置を執	ねるよう	命じま	きす。							
なお、其	阴限まで	でにこの	命令に	従わ	ない	ときは、	懲役又	又は罰金	計に	処る	きれ
ることがま	あります	· .									
行 為 の	場所										
行 為 の	種 類										
景観計画	区域										
内行為届	出日										
 行 為 者	住所							1			
	氏名						電話				
│ │施工業者	住所						_	_			
<i>11.</i> 2 × 1	氏名						電話				
命 令 특	事項										
備	考										

着手可能日についての通知書

					第年	月	号日
	樣				•	,,	
	12 K						
			横須賀市	툿			印
着手可能日							
行為の場所							
行為の種類							
景観計画区域							
内行為届出日							
理由							
備考							

状 況 報 告 書

(あて先)横彡	百賀 市 長				年	月	日
				住所			
				氏名			(EI)
			行為者	(法人にあ	っては、	主 /	ر خ
			13 //3 [4	る事務所の	の所在り	也、彳	\$
				称及び代表	表者の日	氏名	
				電話			
行為の場所							
行為の種類							
│ │ 景観計画区域							
内行為届出日							
報告事項	幸	告 告	Ø	内	容		
(事務処理欄))						

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 号

立入調査等身分証明書

写

真

所属

職名

氏名

年 月 日生

景観法第17条第6項の規定による原状回復等 上記の者は、景観法第17条第7項の規定による立入調査等を行うこと 景観法第23条第3項の規定による原状回復等 ができる者であることを証する。

年 月 日交付

横須賀市長

印

有効期限 年 月 日

備考 写真は、縦 2.8センチメートル、横 2.3センチメートルとする。 (48×80)

号 第 年 月 日 景観重要建造物(樹木)指定外通知書 住所 氏名 樣 印 横須賀市長 年 月 日付けで景観重要建造物(樹木)への指定提案があっ た下記の件については、次の理由により指定しないこととします。 記 建造物の名称(樹木の樹種) 所在地 指定しない理由

第 号

年 月 日

景観重要建造物(樹木)指定通知書

住所

氏名 樣

横須賀市長

印

景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物(樹木)に指定し たことを通知します。

建造物の名称(樹木の樹種)

所在地

所有者 氏名 住所

指定理由

上記建造物と一体となって良好な景観を 形成している土地その他の物件の範囲

号 第

年 月 日

景観重要建造物(樹木)指定解除通知書

住所

氏名 樣

横須賀市長

印

景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物(樹木)の指定を 解除したことを通知します。

指定番号

指定年月日

建造物の名称(樹木の樹種)

所在地

所有者 氏名 住所

解除理由

上記建造物と一体となって良好な景観を 形成している土地その他の物件の範囲

景観整備機構指定申請書

	年	月	日
(あて先)横須賀市長			
所 在 地 名 称 申請者 _{小 + + + + + + + + + + + + + + + + + +}			
電話			印
公益法人等の 種別			
行おうとする 業 務 の 種 類			
備考			